

説 明 書

1. 業務概要

(1) 業務名

豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務

(2) 業務目的

本業務は、公共交通の人口カバー率向上及び移動利便性の改善を図ることを目的とし、既存路線と連動した効率的かつ持続可能な公共交通ネットワークを構築するものである。

(3) 業務内容

別紙「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務仕様書」のとおり

(4) 業務場所

豊川市全域

(5) 業務期間

協定締結日の翌日から令和9年3月31日まで
（※運行開始予定日：令和9年3月1日）

(6) 予算概要

1,320,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(7) 提案書提出者に要求される資格要件、技術者の資格条件等

別紙「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係るプロポーザル実施要領」のとおり

2. プロポーザル方式

(1) 実施方法

公募型

(2) 実施理由

地域公共交通に関する豊富な経験や実績、専門性を有する事業者を選定するとともに、安全管理体制および安定的な運行管理を実現するため。

3. 参加表明書

(1) 参加表明書の作成様式

様式第3号「参加表明書」のとおり

(2) 記載上の留意事項

- ①経営状況等（資本金、売上高、自己資本比率、財務諸表）
- ②同種又は類似の業務の実績
- ③当該業務の実施体制
- ④賠償責任保険の有無
- ⑤その他（参加表明にあたり、特筆すべき事項があれば記入）

(3) 提出期限

令和8年9月30日（水）午後5時15分必着

(4) 提出場所

豊川市都市整備部市街地整備課

(5) 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shigaichi@city.toyokawa.lg.jp）

※様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記した上で質問事項が明確に分かるようにすること。また、電子メール送信後は、電話にて提出した旨を市街地整備課に連絡すること。（電話番号：０５３３－９５－０２７２）

(6) 問合せ先

豊川市都市整備部市街地整備課

電話 ０５３３－９５－０２７２ 担当：井野・伊藤・平野

4. 説明書に対する質問書の提出

(1) 受付期間

令和８年９月１４日（月）～９月１８日（金）

(2) 提出場所

豊川市都市整備部市街地整備課

(3) 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：shigaichi@city.toyokawa.lg.jp）

※様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記した上で質問事項が明確に分かるようにすること。また、電子メール送信後は、電話にて提出した旨を市街地整備課に連絡すること。

(4) 質問書の回答方法

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて令和８年９月２８日（月）までに豊川市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

5. 提案書提出者を選定するための基準及び選定する概数

(1) 選定するための基準

評価項目	評価の視点	指標
1. 経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
2. 経営状況	経営状況は安定しているか	財務諸表・自己資本比率
3. 業務遂行力	業務実施体制は妥当か	担当者の配置、人員の確保等
4. 瑕疵担保力	瑕疵に対する責任はとれるか	賠償責任保険の加入予定の有無
5. 業務実績	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績

(2) 選定する概数

５者

6. 提案書

(1) 提案書の作成方法等

「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係るプロポーザル提案書作成要領」のとおり

(2) 記載上の留意事項

「豊川市コミュニティバス三蔵子線（仮称）運行業務に係るプロポーザル提案書作成要領」のとおり

(3) 提出期限

令和8年11月9日（月）午後5時15分必着

(4) 提出場所

豊川市都市整備部市街地整備課

(5) 提出方法

PDF形式のデータで提出すること。また、会社名等を黒塗りするなどして提案書提出者が特定されないようなデータを別途作成し、併せて送付すること。

(6) 問合せ先

豊川市都市整備部市街地整備課

電話 0533-95-0272 担当：井野・伊藤・平野

7. 運行事業候補者を特定するための評価基準及び評価方法

評価項目	評価の視点	指標
(1)価格要素	運行経費の積算根拠、コストは妥当か	見積書
(2)運行業務の実施方針および協力体制	①過去5年間の乗合事業の業務実績	過去の実績例
	②事業実施に対する取り組み姿勢及び公共交通機関としての考え方	提案の内容
	③路線、ダイヤ等見直しを行う際の協力体制	
	④国庫補助金等の申請への対応	
(3)運行の安全性	①労務・車両管理及び運転手の人員体制	
	②運行上の安全対策（運転手への研修体制・健康管理など）	
	③事故や災害緊急時の体制	
(4)利用者の利便性向上への取り組み	①利用者の増加に向けた利用促進策	
	②乗客等からの苦情処理対応	
	③高齢者、障がい者、子どもなどへの配慮	
(5)個別提案内容	上記以外の個別提案	

8. 選定しなかった理由等に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、提案書提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった理由を書面により通知する。
- (2) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその特定されなかった理由を書面により通知する。

9. 募集から運行事業候補者特定までのスケジュール

(1)手続き開始の公表

令和8年9月14日（月）

(2)説明書等に対する質問書の提出（受付期間）

令和8年9月14日（月）～9月18日（金）

(3)質問書に対する回答

令和8年9月28日（月）

- (4) 参加表明書の提出期限
令和８年９月３０日（水）
- (5) 選定通知及び提案書提出要請書の送付
令和８年１０月９日（金）
- (6) 提案書の提出期限
令和８年１１月９日（月）
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和８年１１月２５日（水）
- (8) 特定結果の通知・公表
令和８年１１月３０日（月）

10. その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案書の提出者の選定及び運行事業候補者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 提案書に記載した配置担当者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (8) 令和８・９年度の本市入札参加資格申請において、「（業務）役務の提供等」のうち「（営業種目）旅客業（取扱内容）バス運行業務」の申請をしていること。
なお、未登録である場合は、提案書提出期限までに入札参加資格審査を申請すること。
- (9) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果については情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示する。